

令和元年12月愛荘町議会定例会会議録

令和元年12月4日（水）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 4 議案第57号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第58号 彦根市と締結した定住自立形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定隔離者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第63号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 4
- 日程第 6 から日程第 13
-

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 河村善一君
11番 吉岡 忍ミ子君	12番 瀧 すみ江君
13番 辰己 保君	14番 竹中秀夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 次 長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	まちづくり協働課長	西川傳和君
経営戦略課長	陌間秀介君	建設・下水道課長	水谷徹也君
学校教育担当課長	田中幹雄君	住 民 課 長	廣瀬 猛君
くらし安全環境課長	羽田順行君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
生涯学習課長	本田康仁君	人権政策課長	藤居祐司君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	住 民 課 長	廣瀬 猛君
下水道担当課長	阪本 崇君	子ども支援課長	森 まゆみ君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田郁子	書 記	宮川佳衣奈
--------	------	-----	-------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。本日、徳田教育長、中村会計管理者、北川教育振興課長より欠席届が出ていますので、ご報告をいたします。座って失礼をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（竹中秀夫君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月3日に引き続き、3名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江、一般質問を行います。愛知川幼稚園の水道についてと、第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の進捗状況について、一問一答で質問をさせていただきます。

まずはじめに、愛知川幼稚園の水道の開閉器具について質問します。これについては、平成27年12月にも一般質問で取り上げており、「園児の衛生面については特に留意をしているので、教育現場の意見も踏まえ、順次改修していきたい」という答弁をいただいています。

現在、愛荘町の幼稚園・小中学校の中で校・園舎内の廊下などの水道において主にハンドル式の水道を利用しているのは、愛知中学校と愛知川幼稚園であると把握しています。愛知中学校は予定されている校舎整備事業において「水道の開閉器具は、トイレは自動、その他廊下はスイングレバー式で対応する」との説明を受けています。

ハンドル式は、洗う前の手で触り、手洗いた後に同じハンドルを持って水を止めるので、衛生的ではありません。愛知川幼稚園の水道の開閉器具をレバー式か自動に替え

ることを求めますので、これに対する答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ご質問の「愛知川幼稚園の水道蛇口の型式」について、お答えをさせていただきます。

まず、愛荘町の幼稚園・小学校・中学校の水道蛇口の開閉器具につきましては、各校園の改修時に自動センサーに変更している状況でございます。

ご質問の愛知川幼稚園の水道蛇口につきましては、ハンドル式の蛇口を一部スイング式（レバー式）に変更し、トイレの手洗いに関しましては自動センサーに変更するなどの対策を講じてまいりました。

その他の開閉器具につきましては、当時、幼稚園と協議をいたしまして、園児に水道の蛇口を回して水が出ることを日常の園生活の中で学んでいるものであり、ハンドル式・レバー式から自動センサー式に変更は行わないものとしております。

なお、来年度着工予定の愛知中学校整備事業に伴う水道蛇口につきましては、自動センサー式により対応することで既に検討をしております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今答弁いただきましたけれども、同じ年齢の子どもたちが通っている秦荘幼稚園はどうなのかと言いますと、それはもう十分ご存じですけれども、秦荘幼稚園はほとんどが廊下などはレバー式、そしてトイレはセンサー式です。

それで、平成27年12月議会でも秦荘幼稚園はトイレがセンサー式、廊下はレバー式なので、愛知川幼稚園についてもそのように改修したいというような答弁をいただいているのです。愛知川幼稚園について一部改修したとおっしゃいますけれども、この間、学校訪問などで見ているのには、全部ハンドル式とは言いません。今も質問では言っていないけれども、ほとんどがハンドル式ということで、「ハンドル式はひねって」、そういう体験ということを言われたのですけれども、それでしたレバー式をもっと多くしていただいて、ハンドル式は1つぐらいとか、各水道のところに1つか2つか少なめにしておいて、その体験をしてもらおうと、そういうようにされたらどうでしょうか。

愛知中学校はそういうように改修されるので、私が思うのには、愛知川幼稚園だけがこれですと、やはり公平性に欠けると思いますし、そういうことで検討をお願いしたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 再度、レバー式に変更を求めるといようなご質問であったかと思えます。

当時でございますが、ハンドル式の一部レバー式に替えさせていただきました。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、幼稚園と協議をさせていただいた中、ハンドル式で回して水が出てくるというものは、日常の園生活の中でやっぱり学んでいただきたいというところ、幼児の間から回すという力をつけるというところで、幼稚園との協議をさせていただいたところでございます。

一部レバー式に替えさせていただいたのは、力のない園児さんや、そういった方への対応するために一部レバー式に替えさせていただいたというところでございます。

秦荘幼稚園につきましては、全面建て替えた時からそのような仕様になっていたというところでございますが、やはりバケツに水を入れるであるとか、絵の具のパレットを洗うとか、そういった長い間水を出しておくことの対応も必要であるということと、そしてすべてを自動にするとそういったところで小学校でも支障があるというところもございまして、そういったところを見極めながら、蛇口の開閉器具については対応をしていきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 何回この場で言っても、答弁は同じだと思いますので、やはり低年齢の子どもたちがこのような状況で、他はほとんどレバー式とかセンサー式になっている状態ということは、私もこの目で見て確認しておりますので、愛知中学校もそうなるわけですし、そのようなことを考えていただきまして、教育的に理念というのだったら、同じ年代の子どもたちが、全町がそういうふうな教育理念ということで言われているのであればわかりますけれども、やはり言い訳というのか、そういうようにも聞こえるような感じも私にはとらえられますし、そういうことでハンドル式と教育的に効果ということと言われるのであれば、レバー式をもっと多くしていただく、そしてハンドル式は残していただく、そういうようなところに視点を置いて実行していただきたいと考えますので、答弁はもう結構ですけれども、今後検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、次の質問に移りたいと思っております。

次に、「第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の進捗状況」について、2点ほど質問します。

1点目に、第7期計画に係る答申書内容の実施状況について質問します。平成30年

2月28日付けの答申書には、要望事項として、「①事業実施における進行管理と点検・評価および公表の徹底」と、「②町独自の保険料軽減に向けた検討・取り組みを進めること」の2項目が明記されています。

①事業実施における進行管理と点検・評価および公表の徹底については、毎年度末に進捗状況を介護保険運営協議会に報告したうえで点検・評価を受け、その結果を町広報紙や町ホームページ等を通じて住民に公表することとあります。愛荘町のホームページには、「平成30年度アクションプラン（6施策30事業）のまとめ」が掲載されていますが、これは当時、資料にも書かれていますように、行政による自己点検評価の結果であり、運営協議会による点検・評価の結果ではありません。

アクションプランに基づく平成30年度事業実績の評価・検証および次年度の改善策の検討が議題にあがっていた平成30年度第3回介護保険運営協議会を私も傍聴しましたが、そこでは6施策ごとに担当者が口述書を読み上げるだけで、席上配付された「アクションプラン個票」の内容については、6施策30事業ごとの成果指標や実施指標の実績値の説明はほとんどありませんでした。

委員の点検・評価を受けるためには、まず委員に現状を説明して理解していただくことが必要不可欠ですが、行政の説明は不十分と言わざるを得ないものでした。私は、個々の施策や事業ごとに点検・評価を受けたとは言えない状況と感じました。

第7期計画第1年度において、答申書「①事業実施における進行管理と点検・評価および公表の徹底」を実施したと認識しているのか、第7期計画第1年度における進捗状況について、運営協議会による十分な点検・評価をしていただくために、行政の行うべきことは何かについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 瀧議員のご質問の「第7期計画に係る答申書内容の要望事項である①運営協議会による事業の点検・評価を受けるにあたり、行政が行うべきことは何か」について、お答えをさせていただきます。

町においては、介護保険運営協議会において、施策や事業の成果指標・実施指標の実績やアクションプランによる進捗状況の点検・評価結果に関する報告を実施、改善施策等の提言も含めた点検・評価を実施しております。

今後も協議会におきまして建設的な議論を行っていただくため、「ポイントを明確にしたわかりやすい資料の作成」と「専門用語をあまり用いず、かみ砕いた詳細な説明の

心がけ」の2点を会議方針とするとともに、委員会開催前に各委員に資料を配付し、事前に質問やを伺うなどの取り組みを開始をいたしました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 運営協議会で十分な説明をし、点検・評価をしてもらい、その結果を住民に公表しなければ答申書の目的を果たしたことはありません。

先ほども申しあげましたように、町のホームページに掲載されている平成30年度アクションプラン6施策30事業のまとめは、平成30年度第3回介護保険運営協議会の資料2として提出されたものと全く同じ内容です。行政の説明が不十分な中ですが、アクションプランについて協議会の中で委員から懸念事項や検討事項も出されています。そのことすらも反映されておらず、協議以前の内容にとどまっています。答申書の内容を受けての住民への公表とはほど遠いものです。

第1年度（平成30年度）の点検・評価が不十分なのに、どのようにして第2年度（令和元年度）に向けたPDCAを実施されたのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 「十分な点検・評価ができていない中で計画に」というご質問について、回答させていただきます。

6施策30事業の事業内容につきましては、委員にしっかり説明をさせていただいた中で、自己点検評価に関してもしっかりと説明をさせていただいた中で、いろんな委員さんからのご意見等を頂戴しておりますので、評価をしっかりと委員会の中でしていただいたという認識でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。最初のところでも触れさせていただいたように、十分な説明とは、私は感じられませんでした。第3回の運営協議会を傍聴した中では、そういうふうに感じました。

成果指標や実施指標の実績値の説明など、本当にもっともっと運営協議会の中で議論をしていただいて、それでその結果を町民に公表するというのを、答申書の中では言っていたいております。ですから、それが実施できたのかどうかは、私は疑問です。

それで、委員会の中で私も聞いていましたが、いろいろ意見も出ていました。それすらも公表されていることはありません。この不十分な状況を改善するために、第1年度

の進捗状況について、いつ運営協議会に的確に報告し、点検・評価を受け、いつ発表する予定なのかについて、答弁を求めます。私は、不十分な状況ということを感じていますので、ぜひそのことについての答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 公表の徹底についてのご質問だったと思います。

今回、公表につきましては自己点検評価の部分について、いろいろ委員さんからご議論をいただいた中でご指摘また評価・点検等をいただきました。そういった部分につきましては、ホームページ等で現在公表させていただいているとともに、運営協議会の委員さんからいただいたご意見等については、議事録等で掲載をさせていただいて、現在、誰しも閲覧できる状態ということになっておりますので、公表させていただいていると思っております。

今年度評価する部分につきましては、議員おっしゃるように自己評価の部分の、あと委員の評価について公表の方法等につきましては、他市町の例を参考としながら、また委員さんからのご意見を頂戴しながら考えていきたい、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今答弁で、議事録が閲覧できる状態というふうなことをお伺いしましたけれども、介護保険運営協議会と介護保険関連の4会議の議事録は、どのような形で公表されているのか。また、住民はどのような手続きをすれば閲覧できるのかについて、答弁を求めたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 議事録の閲覧につきましては、愛知川庁舎1階の情報コーナーで、できるようにはさせていただいております。平成30年度の運営協議会、31年度の運営協議会・策定委員会等について、閲覧ができるようにさせていただいております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 私が先日、情報公開コーナーで見させていただきましたが、議事録というか、会議録のようなものと資料はありましたけれども、議事録、委員の方がどういう発言をされてというような、そういう議事録はなかったのですが、その後、最近それを整備されたのがどうか、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 議事録につきましては、できてない部分がありましたので、先般整理をさせていただいた経緯がございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 町のほかの協議会を見させていただきますと、議事録がホームページに掲載されている協議会もあります。介護保険運営協議会等の会議保険関連4会議の議事録、町民の方が家でも見られるように、町ホームページで公開することを求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） そのほかの協議会・委員会と同様に、議事録が閲覧できるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。

「②町独自の保険料軽減に向けた検討・取り組みを進めること」については、第7期計画策定委員会における宇野前町長の「検討する」「検討期間として半年以上はほしい」との発言を受けて、答申書に盛り込まれたものと関係者の方からお聞きしています。

町長が代わっても、継続して具体的に進めるべきです。現在どのように検討しておられるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 瀧議員ご質問の「第7期計画に係る答申書内容の要望事項である②低所得者への町独自の保険料軽減に向けた検討・取り組みを進める」に対する現在の状況について、お答えをさせていただきます。

低所得者への保険料軽減については、10月1日からの消費税増税に伴い、今年度は年額を昨年度より第1段階で4,950円低くし2万4,750円に、第2段階で4,290円低くし4万1,250円に、第3段階で990円安くし4万7,850円にいたしました。また、来年度はさらに年額が第1段階で1万9,800円に、第2段階で3万3,000円に、第3段階で4万6,200円にするとの国の方針が示されております。

こうした中で、町独自でさらなる軽減を行うことは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま負担軽減を行うこととなり、不公平を招くと考えておまして、現行制度である境界層措置（本来適用すべき所得段階で保険料を納めていただくと、生活保護

が必要となる場合に低い所得段階を適用できる措置)の対応を個々に適用していくこととしております。以上、答弁といたします。

○議長(竹中秀夫君) 12番、瀧君。

○12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧 すみ江です。

答申書では、「町独自の保険料軽減に向けた検討・取り組みを進めること」とされているので、実際、国の制度では実施されたわけですけれども、それは国の問題ではなく、町の取り組みについて質問しています。

この答申書を受け、町の独自施策として軽減実施に向けた問題点があるのならば、それは何かについて説明を求めておきます。

○議長(竹中秀夫君) 福祉課長。

○福祉課長(生駒秀嘉君) 課題等でございますけれども、もちろん内部で検討はさせていただいております。

一定、独自の保険料軽減となりますと、正確な負担能力を個々具体的に、例えば資産とか預貯金など判断することが非常に難しいことがございます。また、低い階層を軽減しすぎると、他の階層への負担が増えるということもございます。何より一定所得者層の相談内容からおきまして、個別対応を丁寧に行っていくことが行政として最重要であるということがございます。そういったところで総合的に検討をさせていただいた結果、実施をさせていただいてないという現状でございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君) 12番、瀧君。

○12番(瀧 すみ江君) 現在は答申書の内容を受け、町としては総合的に検討した結果、実施はしないというふうに答弁をいただきました。今、第8期事業計画に係る策定委員会も行われている状況ですけれども、第8期に向けてはどのようにお考えになるのか、答弁をお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君) 福祉課長。

○福祉課長(生駒秀嘉君) 第8期の計画につきましては、計画また保険料の算定につきましては、いろいろな要素を鑑みたくえで、策定・保険料の決定ということになりますので、総合的に検討するのですけれども、一定、国の方で基準額の軽減率というものを示されておりますので、それは非常に低所得者対策の1つの手法として考えていきたいということで、基本的には町独自の軽減策というところは、現在のところは考えておりません。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 介護保険の策定委員会は、町民の代表と言える方が出て、そして協議されるわけですので、その中で練り上げられて答申書を出されているわけですので、その答申書の内容をしっかりと履行していただきたいと思います。そのことをお願いして、次の質問に移ります。

2点目に、介護保険給付費準備基金の取り崩しについて、質問します。

計画書および策定委員会資料によりますと、第7期計画では、平成29年度末の準備基金残高見込み約6,250万円のうち4,700万円を取り崩して、第1号被保険者保険料基準額を271円軽減し、5,500円と決定されました。この時点で今後の運営の安定のためとして約1,550万円残すことを想定していましたが、第7期計画の第1年度に当たる平成30年度末残高は約7,103万円と、第6期の第1年度である平成27年度末残高を約1割上回っています。

過去に遡ってみますと、第6期計画では2,095万円残すことを想定していましたが、決算では平成29年度末の残高は、想定していた2,095万円の3.2倍に当たる6,731万円となっています。第5期には、1,016万円残す想定のところ6.2倍の6,318万円が残り、第4期には、1,545万円残す想定のところ2.3倍の3,566万円が残りました。

このように基金を取り崩さず保険料を算定した第3期を除いて、合併後毎期、準備基金の期末残高は想定を大きく上回って増え続けています。準備基金が増え続けている現状は、自立支援・重度化防止の効果だけでは説明しきれないと思います。他にサービス利用料の過大な見積もりや制度改正による利用の減少、さらには経済的理由による利用控えなどの要因が考えられます。一方で、準備基金の使途目的については、必要以上に保有することは適切ではないとされています。

以上のことから、準備基金残高が増え続けている要因は何か、保険料の算定自体が高すぎたのではないか、もっと軽減する余地があったのではないか、準備基金を最大限取り崩して、保険料の上昇を最大限抑制すべきではないかについて、具体的な答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 瀧議員ご質問の「介護保険給付準備基金の残額が増え続けている要因は何か」について、お答えをさせていただきます。

介護保険給付準備基金は、給付費における第1号被保険者（65歳以上）が負担すべき

分を保険料として徴収し、計画初年度の黒字を積み立てるとともに、急激な給付費増等に対応できるよう、一時的に余剰金を適切に管理するために設けられている基金でございます。議員がお調べいただきましたように、第4期以降は想定していた以上の基金取り崩しを行う必要がなく、年々、基金総額は増えております。

その最大の要因は、健康寿命の延伸が深く関係していると分析をしております。その理由は、まず1つ目、住環境を含めたライフスタイルの変化、2つ目、医薬と医療の進歩による身体機能低下の減速（老化抑制）、3つ目、健康意識の高まりと介護予防を目的とした運動機会の増加等です。

また、愛荘町の高齢者人口構造は新興住宅地の開発状況によるもので、団塊の世代が後期高齢を迎える時よりも少し遅れてピークを迎えると見込まれます。この状況と現在の認定状況（認定率が横ばいで推移、重度の要介護認定者数が増えてこない）から見ると、一気に認定者が増加する前兆と考えられます。

この増加の時点をいつであるかを予測し、3年ごとの計画に反映させることは非常に難しいことであるため、不測の事態に備え、ある程度の基金は保有する必要があると考えます。第8期計画の策定委員会において、基金の取り崩しによる保険料の上昇抑制について十分に協議いただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

東近江市でも基金の約半分を取り崩すことにして、第7期保険料は値上げをしませんでした。しかし、1年目を終わっても基金は得るところか、増え続けているそうです。愛荘町でも同じ現象が起こっています。

また、彦根市では基金のほぼ全額を取り崩すことをして、第7期保険料の値上げを抑制しました。適正な保険料算定には、要支援・要介護認定者数やサービスごとの利用者数、利用料など保険料算定要素のより精度の高いデータと準備基金の最大限の活用が必要と考えます。

「第8期保険料算定にあたって、具体的にどのように取り組む考えか」について、明快な答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 「第8期計画に向け」の部分でございますけれども、今議員がおっしゃいますように、最大の要因につきましては、要支援者・要介護者の平均年

齡が上がっているというところと、重度化の進行スピードが鈍くなっているというところが考察できると思っております。

それがすべて給付費、支援事業の方に影響をしているという状況でございますので、その事業対象者も含め要支援者・要介護者の認定数、または先ほども言わせてもらいましたように新興住宅に係ります高齢者、団塊の世帯がピークを迎えられる、そういった部分についてしっかりと精査をさせていただきたいと思っております。

それと国が推奨しております「見える化」システムを利用させていただいて、この部分についてはしっかりと活用しながら、第8期計画に盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 先ほど答弁していただきました準備基金残高が増え続けている要因は何かということで、答弁いただきましたのには、①②③といただきました。これは住民の自立支援や重度化防止ということで、そういうようなことを、自らの努力ということを言われているのではないかと思いますけれども、私が先ほど申し上げましたように、この効果も努力、町の方も啓発、サービスなど努力されているとは思いますが、それだけでは説明しきれない。

そのほかに、サービス利用料の過大な見積もりや制度改正による利用の減少、さらに経済的理由による利用控えなどの要因というふうに、私はそういうものもあるのではないかと、基金残高が増え続けている原因としてあるのではないかと思うのですけれども、それについての現状はどうなっているかについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） ご質問にお答えをさせていただきます。

特に計画においてサービスの過大な見積もりはなかったのかという部分につきましては、第7期計画1年目の平成30年度における給付費につきましては、計画値で13億1,892万円に対しまして決算額は12億6,700万円ということで、計画対比が96.1%で、過大な見積もりではなかったと思っております。

また、算定方法につきましては、先ほども言わせてもらったように、厚生労働省が管理します地域包括ケアシステムより計算をしておりますので、適正であったと思っております。

それと経済的による利用控えの部分につきましては、サービスの調整時にケアマネジャ

一が関わっておりまして、経済的な理由でサービスが入れられないという連絡は、町でも認識をしておりません。サービス事業者からも、自己負担金の入金が滞っているとの報告も受けておりませんので、そういった部分につきましても、ないというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、保険料の算定において適切な保険料算定ということが求められるわけですが、第7期計画の保険料算定において、第1号被保険者負担分の利用料、1割ということは普通になっていますけれども、そのほか2割・3割負担の方がおられます。その方のすべての状況を把握して、それを保険料算定に盛り込んでおられるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） その部分につきましては、給付費等の算定から保険料等を差し引いた部分での実際の金額というものは算定をされていますので、その部分につきましては、第8期の計画においても検討の中で議論していかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 第8期検討ですが、第7期の保険料算定において、既に今こういう方が存在しておりますので、その算定した時に利用者の負担割合というのは計算式に出ております。その負担割合というのは、計算式は国が決めた計算式でやっておられると思いますけれども、つまり利用料の1割・2割・3割負担というのは、各自治体によって違うと思います。そのことを把握されていたのかどうかということをもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 今のご質問にお答えいたします。

第7計画の段階では、2割負担・3割負担が実行されていないという中で、推計で、この所得に該当する方は2割負担なり3割負担という推計で入っております。そのため、実効として入っていない中で、今回の第7期計画は策定させていただいたということをご承知いただきたいと思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） こういう要因もあり、基金が積み増しされているというよ

うなことを、今の答弁から把握をしたいと思います。

それでは、次に別の質問ですけれども、保険者機能推進交付金が昨年度から創設され、平成30年度の交付金284万3,000円は準備基金に繰り入れられました。今年度も今回の議会で補正にもあがっていますけれども、268万円の交付がありました。これは町の自立支援・重度化防止の取り組みを国に報告する制度、報告を町が評価し、交付金をすると、そういう制度です。これについての愛荘町の特徴と傾向について、答弁を求めます。

また、この取り組みの結果、自立支援・重度化防止の取り組みの成果・結果は、第8期保険料の算定に反映されるのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時47分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 瀧議員のご質問にお答えいたします。

保険者機能推進交付金に関しましては、各市町が取り組みの中で、今年度ですと国の方で200億円、うち都道府県に10億円、市町村に190億円という範囲の中で配分されるものでございまして、特に評点がつけられた中で、介護予防などの独自の取り組みに使える費用というふうに認識をさせていただいております。

来年度はほぼ倍になるというようなお話も国からは出ているようでございますので、その交付金をどういうふうに活用していくかという部分と介護予防の効果を鑑みまして、第8期計画は策定していくというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今答弁いただきましたが、愛荘町の特徴と傾向ということについてお聞きしましたけれども、答弁がなかったように思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） お答えいたします。

愛荘町の特徴といたしましては、県下の中でもほぼ平均的な点数をいただいております。やはり取り組みができてある点については高い評価をいただいておりますが、できてない点もちろんございますので、特に弱い部分につきましては、介護支援専門員や介護サービス事業所に対する部分とともに、介護人材の確保に関しては平均より低い、評点をいただくとなっております。この点については対応策を検討して、改善するような形で取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 先ほども申し上げましたけれども、準備基金の目的を詳しく言えば、これは介護保険協議会長が提出された資料にあるわけですが、①事業計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立て、計画的な財政運営を図る。そして②として、保険給付費の不足が生じた場合に切り崩しを行い、保険財政の安定化を図る。③必要以上に基金を保有することは、保険給付のために預かった保険料の用途目的として適切ではないので、切り崩しを行い次期の保険料を下げる。この③のところを短く先ほどは申し上げたわけですが、この3つの事項があります。

繰り返しにはなりますけれども、現在、保険給付のために預かった保険料の用途目的として適切ではないという、必要以上の基金保有になっています。基準額でいえば、1回の年金から2ヵ月分の1万1,000円の天引きがいやおうなくされて、生活できない年金になっていると思います。

ですから、町民に寄り添い、町民の暮らしを守るため、保険料の上昇を抑え軽減に取り組むことを第8期計画の中で実行していただくことを求めますが、答弁を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） ご質問いただきました点につきましては、もちろんご意見いただいた部分は尊重していきたいと思っております。現在策定中であり策定委員会において十分ご議論いただく必要性はあると思っております。

ただ、基金をあまりにも使いすぎますと、一遍に保険料が上がる時もございます。そこら辺を十分検討していただいている部分にはなってくると思っております。議員おっしゃったように、余剰な保険料をあまり貯めるのはよろしくないというのは行政側も考えておりますので、正確な給付等をできるだけ適切に見込んで、適切な保険料というのはもちろ

ん思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） これから始まる第8期の保険料算定作業を重大な関心を持って注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 外川善正君

○議長（竹中秀夫君） 次に8番、外川善正君。

〔8番 外川善正君登壇〕

○8番（外川善正君） 外川善正、一般質問、一問一答方式で行います。よろしくお願いいたします。

本町における多くの事業計画の中で、特に事業をあらゆる角度からとらまえ、的確かつ総合的な観点から推進していくため、住民の方々から意見をいただく場として、策定委員会や検討委員会、そしてまた運営委員会等を設置し、セクションごとの代表者を選出して実施しているところであると考えていますが、次の点についてお尋ねします。

まず、大きな枠でとらめた中で、これらの委員会は数多くあり、それぞれ内容は異なるが、委員会を設置することはどのような考えをもって行っているのか、まずこの点についてお尋ねします。

次に、委員会を構成する委員に選出される方の中には、専門職として参加をお願いする方もあれば、町民の中からの公募で参加される方もあり、どのような選出基準をもって選考しているのか、また、どのような考え方で選考しているのか、お尋ねします。

この委員会等につきましては、いろいろな委員会があります。私は1つの委員会に特化したことで質問するのではなく、基本的な全体枠としてとらまえて、大きなところをお尋ねしていくつもりをしておりますので、答弁も浅くなくても構いませんので、的確な答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず1点目の「委員会を設置することはどのような考えを持って行っているか」について、お答えをいたします。

愛荘町では、検討委員会・運営委員会・推進委員会など各種様々な委員会名等を設置し、各々目的や趣旨・所掌事務・委員組織や任期などについて、設置条例や要綱等を策

定し、多くの方々のご意見を拝聴し、政策に反映させることにしています。

まちづくりの基本推進方策として、まちづくりの推進にあたっては、住民（地域）と行政のパートナーシップのもと、地域課題を共有し、力を合わせてその解決に向けた取り組みを進めていくこととしているところでございます。

次、2点目でございますけれども、「委員会の委員はどのような選出基準をもって選考しているか」ついて、お答えいたします。

委員会等の委員につきましては、条例や要綱等に基づき定めた目的や趣旨に応じて、有識者や各種団体の代表者および一般公募による住民など、幅広くご意見が聞けるよう選考しているものでございます。また、住民の声を町政に反映させるため、会議やパブリックコメント制度などの活用など、住民が行政活動に参加できる機会の充実に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ありがとうございます。今答弁につきましては、私が考えていたとおりの意見をいただいたと思っております。

ただ、その中で幅広くあるべき姿の意見を聞くことが本当に大切であると感じます。そういう意味からも、2点目に答弁していただいた委員さん選考基準、これが大きなポイントになってくると思います。誰でもよかったら、町民の方の意見は反映できないし、また、1つに特化してしまった考え方ではうまくいかないと思います。選考基準について、具体的にもう少し掘り下げた点、例えば全く一般の町民の方から選出している部分もあれば、どこかの団体に属して、そして今自分がやっている業務なり仕事なり、そういうものが案件にあがっている部分について公募されている、だから手を挙げられたというような、いろんな形があると思います。そこら辺の選出方法についてはどのような形をとっておられるか、少しお聞きしたいのです。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず選考につきましては、基本的には各所管課におきまして要綱等を作成するときに、どういった委員さんに入っていくかということで選考はしているところでございます。

例えば、専門的な知識を持った方を入れていくということで大学教授とか、あるいは弁護士とか、そういった資格を持った方、あるいは一般の公募でございますと、町では「附属機関等の会議の公開等に関する要綱」を定めてございまして、一般住民の中から

手を挙げていただいて公募をしていくということもやっているところでございまして、そのほかではまちづくりの人材バンク制度ということで、一般の方の中には、「私はこういう専門的なことで意見を申し上げたい」ということで登録いただいているところでございます。そういったことで、それぞれの所管課でやっているということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 全くの素人の方ばかりの集まりでは、会議が進まないと思うのです。だから事前に、例えば委員長になられる方だけはお願ひしておいて、その方の意向も加味した中で、各所管が「こういう方にお願ひしたい」というようなことをやっているのかどうかというのが1つと、もう1つは、公募的なものについては広報なりでやっているのか、そういう部分もありますし、すべての委員会、例えば策定委員会、検討委員会、そして運営協議会、いろいろな委員会がありますが、そういう中はみな広報という形を取っておられるのですか。その2つをお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず1点目の「委員長の意見によって委員を選考していないか」ということでございますけれども、基本的に委員長については委員の中から互選なりで選出いただくのが一般的であろうかと思っておりますので、委員についてはあくまでも所管の中で検討しているということでございます。

2点目の広報につきましては、町の防災無線あるいはホームページ等で公募をしているというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ありがとうございます。

そして、行政側としてそこへ出席されますね。それは事務局でもあり、オブザーバーとして入られる。基本的には行政側の出席が、各委員会によって違うかも知れませんが、だいたいどこら辺の役職の方までが入られるのですか。担当者は当然なんですけど、協議していただくことをちゃんと把握できる方だけが出席していても仕方ないですよ。どこら辺の役職の方までが出られるのか、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 行政側の出席でございますけれども、基本としては、行政側としては事務方ということでございますので、資料の提供等を行っているところでございますので、委員としては基本的には入っていないということになるかと思

います。あくまでも外部の方が中心になろうかと思えます。

ということで、参加については政策監級あるいは課長級と担当者ということになろうかと思えます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） その中でいろいろな協議をして、そしてジャッジをしていくのは、どなたがされているのですか。「これでいきましょう」とか「こういう整理の仕方はまずいので、こういう形でいきましょう」とか、そういうところをやっていただく方は。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 基本的には、委員会なりの会長ということで、長の方で方向性は決めていただくことになりませうけれども、行政側としましても、こういった方向にもっていきたい、いただきたいというようなことで、内容につきましてはそれぞれ協議はさせていただいていると思っております。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） いくつかの委員会の内容をホームページで見えますと、その中にはやはり途中で行政が、難しかったのかわかりませんが、行政側が入って一緒に中間まとめを行うとか、そういうような部分が見受けられるのです。

それは仕方がないかなと思うのですが、あくまで諮問するということは町民さんの意見を聞くので、問われた時にアドバイスするとか、その方がいいと思うのですが、その中に入って中間でもなんでも一緒にとりまとめをするというのは、私はいかかなものかなと。あくまで委員長の考えのもとで、幅広く選んだ方の意見をとりまとめ、それが本来の課長が言われた、行政としてはこうあってほしいという部分が必ず出てきますね、いろいろな協議の中には。それは委員会で協議された中のまとめと、行政側の考えが、最後のところで答申が出てから協議の中で納得していただく、そういう姿が望ましいのではないかなと私は思っております。

だから今も開催している内容については、都度報告されているのか。それともまとめ最後にやるのか。先ほどどこが出席されているかとお聞きした時に、出席メンバーを見ると、町長が出席されている時もあるし、町長・副町長・政策監が出てなくて、当初、町長が言っておられた人材育成のための課長をポイントにした会議の進め方をやっていくという、そういうような課長以下の役職の方だけでやっておられる部分もあります。

だから、今お聞きしているのは、そういうような会議の内容はいつトップの方まで報告しているのか。それは各所管によって違うと思いますので、総務だけのことでも構いません。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 何点かございましたけれども、まず委員の中で協議をしていくということでございますので、あくまでも行政側として叩き台を示させていただいても、その委員の中でご協議いただいて、全く違う方向になる場合もございますし、あるいは半分程度削るとか、そういうこともあろうかと思っておりますので、あくまでも委員会の中で協議をして決定していただいて、諮問という形を取っているということでございます。

それとあと町長の参加でございますけれども、それぞれ所管によって違いますので、私もすべては把握しておりませんが、基本的には入っていただいているということでは思っているところでございます。

あとホームページの公開でございますけれども、それについては会議の終了後掲示をしていくのですけれども、まず一報として、口頭でも町長にはどんな結果であったかということは報告するということが1つ、それからそのあと決裁、紙でもってその会議の結果を共有していくというような流れでございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 私がそこまでなぜ聞くかという、私も何度か傍聴しております。その中で、これは選考基準にも触れるかもわかりませんが、その会議中、1回も発言されない方がおられます。どの委員会でもおられます、そういう方は。また、全く、その委員会の名前を出したらその方の名前がわかりますので、委員会の名前は出しますが、全く見当はずれな質問をされている。本当にこの方は業務を知っておられるのかなど。

そして、出席者総数に比べて、中で欠席者が目立ちます。本来、幅広く町民の代表の方から意見を収集しようとしている中で、こういうような実態が、町長の耳まで本当に届いているかなど。夜間に会議を持たれる場合もあります。昼間も当然あります。けれども、そういう中でも欠席が目立ちます。

となってくると、何のためにこの会議をやっているかという、原点に返ってくる。そうしたら今の委員会のやり方、そういうものをもっと違う形に私は変えてもいい、考え

て変えて言ってもいいのではないかなと、意見がもらえなかったら。ただ、中には議事録を読んでいますと、辰己さんも言っておられましたけれども、議事録があるものとなんともありませんけれども、あるものを読んでいますけど、名前は書いてないけれど、発言しておられる内容からだいたい同一の方が主に質問されている。答えておられる方もだいたい同じ。一部の方の意見で多くを占めている日もあります。

そういうところ辺をもう少し、職員の方も何が一番ベストかと、そうしたら先ほど言いましたように、全然事業内容もわからないのに手を挙げてなぜ公募になっておられるかと、そういう方を入れても何のプラスにもならないと思います。その辺の会議の持っていく方、議事のまとめ方等々については、やはり今までこうやっていたからこうしているのだということではなくて、ちょっと角度を変えて検討してもいいのではないかな。

私も現役の頃には、自分の持っている仕事がスムーズに行くような会議の仕方をやりました。みんなそうなんです。それは、民間だからその会社の利益を得るためにどうしたらいいかというところから始まるわけですね。けれども、あなた方は違うのですよ、我々議員も違うのです。どこが違うかといったら、町民の方々がどうあるかということが一番ベストになってくる。だからその部分をしっかり見つめて事業を推進していただきたい。

昨日の一般質問の中で、議事録が180度転換している、7回か8回か、方向性がコロコロと変わった、そんなことがあったと言われた時に、本当にその委員会の中で、先ほど言ったように、委員会に特化した形でしているのか。そしてそれがタイムリーに出ているか。けれども、あの言葉を聞いたら、いやいやそんなことはないだろうと、何か介入が入ったのと違うかなというようなことはなかつても疑われますね。そういうところ辺はもっとも気配りして、ちゃんと言ったらいいと思います。

それは私は、最後になりますけど、答申とか意見というものについては、生のまま出していただきたい。委員会で決まった内容に、その後行政の考えをプラスアルファされたいらいいんだと思います。そして議案として決裁を受けるなり、そういう形であるべきだと思うのです。Aという委員会もあればBという委員会もありますけどね、本当に専門用語でまとめた答申があります。そういうものは私は、やっぱりこういうふうにした方がいいという思いがあるので、行政としていろんな、人・金、いろいろな面からこうしてほしいということもありますが、そこは委員会は委員会、行政の意向は行政の意向、プラススペースという形で整理している方がいいのではないかなと思います。だからその会議が

終わった時、次の全協でもいいですし、議案を提案される時でもいいので、諮問したい内容プラス行政の案、そういうものを議案書と一緒に提示していただきたい。その件に関して答弁をいただきたいと思います。これは副町長をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） いろいろなことが混ざっていましたが、私が理解した範囲の中で回答をさせていただきたいと思います。

まず審査会・検討委員会等開催しておりますのは、あくまでも町民の方の幅広い意見をお聞きすると。そしてあと大学の教授、専門職の方、様々な情報、客観的な判断、学識的な視点ということも踏まえて、一定、町としての方向性をしっかりと議論いただくということの中で開催をさせていただいております。

先ほど、途中で議事録が変わったというお話がございましたが、町長・副町長に検討経過について逐一報告があって、町の方で方向性を議論しているというのは基本的にございませんでした。むしろ、今の具体的なお話であると、一定、最初はアイデアを出しているいろんなことを展開していく、そしてそのあと絞り込みをしていくという中で、最終的に3つ、具体的に言いますと絞り込んだという中で、関係機関に当たっていくという中で初めて、どうしていくかと、ほかの関係団体に当たっていくかどうかも含めて相談を受けて、委員会はそういう方向であれば、議会の方へ全員協議会できちんと説明をしたうえで、関係団体に当たってくださいというところで進めていったところではございまして、特に行政の思いを委員会の中にどんどん入れ込んでいったということではございませんで、その点だけご理解をいただきたいと思います。

また、今新たな提案として、今まで愛荘町がそれぞれ審議会・検討委員会の答申に対して、基本的にはそれを尊重するという中で答申をいただいております。そういったこともございまして、進め方、そして方向性については、委員長がこれまでの議論の中の経過を踏まえて、次どういう論点で議論していくかと、そしてどういうまとめ方をしていくかというのは、委員長が中心になってやっていただいておりますけれども、行政としての考え方は委員長に対してはお伝えする中で、最終的にその方向性については委員長のもと、そして審議会の議論のもと、まとめていただいているというところで、一定、行政が考えているところも加味していただきながら議論をいただいておりますので、基本的には尊重するという形でいろんな次の施策の展開に進めていただいているところでございます。

ただ、新たな提案として答申は答申、そして行政としての大きく修正変更ということも、やり方としてはそういったやり方もあろうかと思えます。またそれぞれ審議会で議論いただく中で、行政としての考え方を伝える部分も、しっかりと伝えしなないといけない部分もあるかと思えますので、どういったやり方がいいのか、また中でも議論していきたいなと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今、副町長からいろいろお聞きしまして、最後に言いました答申の内容、提案される時には見せてくださいよということについては、検討していただくということですので、それはいつ頃ぐらいにいただけるのですか、整理するのは。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） いつまでにとということですが、委員会の方で一定の方向性をまとめていただいて、答申を出していただいたと。ただ、それをそのまま尊重して、町としての計画として位置づけるということであれば町としての考え方をご説明させていただきますし、もし答申の内容と、町が執行機関として方向性にずれがあるということであれば、きちんと、どこが違うかという修正をすべき点を踏まえたうえで説明をさせていただくというのは、すぐにでもさせていただけることかなと考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） その点は何も言ってないんですよ、その部分を。ただ、委員会での町民の代表の方々の意見は意見として、出たら見せてくださいよとっている。そこに加味したものだったら加味したことをその時説明してもらえばいいし、それは今の「ゆめまち」だけをとりまえて言っているわけではないんです。いろんな委員会がありますから。介護保険運営協議会もそうですし、建物の個別計画検討委員会でもそうですし、そういうものが出た時に、一番いいのはタイムリーに出していただければいいで

すけれども、検討する、そういうことを整理して議員に提示する時に、こういう意見が出ていましたよと、そのところは副町長はいろんな協議をして、そこへ行政の考えも入る場合がありますよというお話ですね。そういう場合もありますと。いろんなケースがあるということをお話されたと思うのです。私ら議員は、本当に町民さんがどう思っておられたかということ把握できたらいいのです。町の考え方はこうだと、町民の考え方はこうですと、議会としてはこうですよというような、そんな議論をすべきではないかなど。形は今言われたように、そこへ入れ込んでもいいし、提示される時にその部分はきちんと説明していただきたい。ちょっとわかりにくいですか、言っていることが。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 今のご質問に対しまして、少し誤解が生じているのかなと感じましたので、改めて説明をさせていただきます。

まず、審議会等で議論いただくというのは、やはり委員の方に議論をいただいて、まとめていただくというのが基本でございます。委員の方々の意見というのをまとめ上げるというのが基本でございます。ただ、議論の過程の中で町の考えなり、そういったものを情報提供はさせていただくということで、「町としてはこうですよ」ということで方向を動機づけるというか、誘導というか、そういったことは行ってないということで、あくまでも答申案は委員で最終的に議論いただいて、まとめていただいたものというところでございます。

そして、それにつきましては、答申が出ました際、その答申内容について議会の方へ、全員協議会の場になると思うのですが、報告をさせていただいています。ただ、議会でのそれぞれの委員さんのご意見も言うていただく中で、修正もしくは加味すべき要素、そういったものを加えて町として最終的に、「答申」を町としての「計画」に最終的にはまとめているというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 言っておられることはわかります。ただ、私の意見とはどこまで行ってもたぶん平行線である。というのは、副町長、今、情報として委員会に流すとされましたね。それは情報であって、指示ではないと、加味しろということをおっしゃっているのではないと。その部分の考え方と、それを受けた委員会の立場の者との考え方は、若干違ってくると思います。

それはどこまで行っても、合うところは今の段階ではないと思います。けれども、原

点は、先ほども言いましたように、町民さんのために頑張っていくのだという、それは融合していきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君）　ここで暫時休憩といたします。再開を45分からといたします。

休憩　午前10時30分

再開　午前10時45分

○議長（竹中秀夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き一般質問を続けてまいりたいと思います。

◇ 伊谷正昭君

○議長（竹中秀夫君）　6番、伊谷正昭君。

〔6番 伊谷正昭君登壇〕

○6番（伊谷正昭君）　6番、伊谷正昭です。一般質問を行います。一問一答方式で行いたいと思います。

まず最初、まちのグランドデザインの構築について、伺いたいと思います。愛荘町はこれまで、2008年度から「安心・いきいき笑顔あふれる『くらし』」、「快適・便利で元気な『まち』」、「心ふれあい、学び合い、分かち合う『ひと』」を基本理念とし、2017年度を目標とする基本構想のもと、第1次愛荘町総合計画の推進を図ってこられました。

また、自治の確立および町民の福祉向上を図ることを目的とする「自治基本条例」の制定や、人口減少社会の克服と豊かな地域づくりをめざす「みらい創生戦略」策定など、町民主体による、これからの時代にふさわしいまちづくりのあり方を示してこられました。

これからの時代は、人と人とのつながりや、人が地域の中でどのように関わっていくかという社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の醸成が求められているわけであり、そのため、未来に向けての愛荘町のあるべき姿・めざす姿を描き、あわせてこれからの新しい時代に即応する行政運営の指針を示し、町民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図る目的としました、「愛着と誇り、人とまちが共に輝く　みらい創生のまち」の実現に向け、今後進めるべき施策・方針等を総合的にまとめた「第2次愛荘町総合計画」を2018年に策定をされたわけであり、

町のグランドデザイン計画に示すまちづくりを具体的かつ積極的に推進するために

は、人・モノが快適に移動するアクセス道路とか公共交通網の整備、さらには適正な土地利用の誘導、観光の拠点などの連携など、戦略的・効果的な事業展開が必要になってくるわけであります。

そのため、中長期のまちづくりの理念や将来像、進むべき方向性を示した、夢と希望に満ちたまちを実現をすべく、次なる時代を見据えた新たな魅力の創造、将来のビジョンの「見える化」を目的としたものであると思います。このグランドデザインの構築・策定につきましては、現在、検討委員会の中で検討されておりますし、さらにはこのグランドデザインの策定後、さらには都市計画マスタープランの策定をされる中でありますので、今回の質問は現段階での考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

まず最初に、まちのグランドデザインの構築についてお伺いをしたいと思います。1つ目の質問は、町長は、この3月の議会定例会の施政方針で、「次代を見据えた新しいまちの魅力を生み出し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、まちづくりの基本となるまちのグランドデザインの構築事業に着手します」との提案趣旨説明をされたわけであります。就任から約2年、新しい時代に向けたまちづくりへの歩みを始められ、まちのグランドデザインの構想の思いと、都市計画マスタープラン策定についてのお考えについて、お尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 伊谷議員ご質問の「グランドデザイン構想の思いと都市計画マスタープラン策定の考え」について、お答えをします。

本町では、すべての世代がまちに愛着と誇りを持ち、愛荘町で生まれ育ってよかったと思える「幸せを実感できるまち」をめざして、昨年9月に「第2次愛荘町総合計画」を策定いたしました。

本計画でも言及しているとおり、少子高齢化の進展や行財政改革の必要性といった社会情勢に加え、我がまちでの交通インフラ等の整備により、愛荘町を取り巻く社会環境の様相が大きく変わることも見込まれています。

そのような状況において、今後10年・20年という長期間を見据え、各地域の生活利便性や特色を維持・活用しつつ、効率的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示す必要があります。そのため、まちの目指すべき方向性を視覚的に共有できる「まちのグランドデザインおよび都市計画マスタープラン」を構築し、住み心地がよく、文化が薫り、町内にお住いの皆様が誇りを持てるような活力あるまちづくりを、まち全体として統一

感を持って進めてまていりたいと考えております。

ランドデザインおよび都市計画マスタープランの策定は、その性質上、1つの部局で達成できるミッションではございません。そのため、本年4月より関係部局の職員が所属する「ランドデザイン推進室」を新設するとともに、学識経験者・関係団体・町内の地域代表を含め多様なバックグラウンドをお持ちの皆さまに、「ランドデザイン構築検討委員会」にご参画いただき、議論を進めていただいているところです。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） どうもありがとうございました。

今の答弁にございましたように、このランドデザインならびに都市計画マスタープランの計画策定につきましては、私は、合併して約13年になるわけですけど、遅きの感がするわけでございます。しかし、このような計画をもってこれからのまちづくりを進めるというところでございますので、ぜひこれを将来の10年・20年後の愛荘町のまちづくりのために、ぜひ大きく推進をしていただきたい、このように希望するところでございます。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。企画担当政策監にお尋ねをしたいと思っております。

ランドデザインの位置づけの考えと、協働による策定についてのお考えについて、お尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず第1点目の「ランドデザインの位置づけ」に関しまして、お答えさせていただきます。まず前提といたしまして、町行政に関する最上位の計画は総合計画でございます。この計画に基づきまして町の各種計画、例えば観光に関する計画ですとか福祉施策に関する計画、また地方創生の計画などを策定をしておるところでございます。

そのうえでランドデザインの位置づけに関しまして申し上げますと、ランドデザインは総合計画の趣旨を反映したうえで、10年をその期間としている総合計画よりも、より長期間のまちの方向性を視覚的に住民の皆さまと共有することを主な目的としております。

より具体的に申し上げますと、ランドデザインそのもの自体は法的拘束力のあるものではないでございますが、今後10年から20年の長期間を見据え、町の方向性を視覚的に

共有できるものとし、その内容につきましては、必要に応じまして次期の総合計画ですとか、その下位の各種計画等に反映していくという、いわば拡張性・波及性を有するという性質を念頭に置いたものでございます。

また、次にご質問ございました「協働による策定についての考え」についてでございますが、町長から先ほどご答弁いたしましたとおり、学識経験者・関係団体・町内の地域代表を含め、多様なバックグラウンドをお持ちの 16 名の委員が参画する町の「ランドデザイン構築検討委員会」を本年 7 月 25 日に設置いたしまして、活発なご議論をいただいているところでございます。

また、愛荘町の次代を見据えたランドデザインの検討にあたりましては、日頃の暮らしですとか、今後のまちづくりに対する考えを把握いたしますため、18 歳以上の住民 2,000 人を対象にアンケート調査を実施させていただきました。その結果、有効回収率は約 43%と、近年、町が実施いたしました住民向けアンケート調査の中では一番高い値となったことから、本業務への全般的な関心の高さを伺えるものと認識をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も広く住民の皆さまの声を聞く機会を検討いたしまして、協働の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 6 番、伊谷君。

○6 番（伊谷正昭君） ありがとうございます。今の質問に対してのご答弁は、今後、広く住民の声を聞くという理解をもって、協働の取り組みを行うというところでございます。ぜひ住民の声を十分聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

3 つ目の質問につきましては、持続可能な開発目標（SDGs）とは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダで、2016 年から 2030 年までの国際目標でもございます。

愛荘町のランドデザインは、SDGs の目指す「経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組もうとする姿勢」と、志を同じくするものであると思います。SDGs の視点も持ち合わせるものと考えているわけでございますので、そこで、ランドデザインに必要な視点について、お尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

ランドデザインは先ほどもお答えしたとおりでございますが、10 年・20 年という長期間を見据え、まちの将来の方向性を検討していくというものでございまして、その

性質上、地方創生の視点と密接に関係するものであると考えているところでございます。

先般の9月議会定例会における一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、今年度は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けた方向性を検討する重要な年でございまして、当町においてもその策定に向け議論を進めているところでございます。

また、国において閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」におきましては、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するための6つの新たな視点が示されたところでございます。その中におきましては、「新しい時代の流れを力にする」という視点が掲げられ、議員ご指摘のSDGsを原動力とした地方創生の推進が位置づけられているところでございます。

以上のことも踏まえまして、各種計画と関連づけながら、地方創生の1つの柱であるSDGsの特徴も活かしたグランドデザインを構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次に、大きく「都市計画マスタープランの策定」について質問します。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定をされている当該町の都市計画に関する基本的な方針で、土地利用や道路・公園・下水道といった施設の整備、自然環境の保全や景観形成など、望ましい将来の都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画でありまして、今後のまちづくりを進めるうえでの指針となるものであると考えております。

まず1つ目の質問をさせていただきます。建設担当政策監に伺いたいと思います。都市計画マスタープランの計画策定の目的について、お尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） ご質問の「都市計画マスタープランにおける計画策定の目的」について、お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、町の基本構想ならびに都市計画区域の整備・開発および保全の方針に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。このマスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではございません。

愛荘町における都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像・課題に対応して、都市生活・経済活動等を支える施設の計画等の整備方針を定め、住民・企業・行政などがこれらのビジョンを共有し、住民との協働により都市づくりを進めることを目的に、都市計画マスタープランを策定するものです。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。2つ目の質問に移りたいと思います。

このマスタープランについて、上位・関連計画との関係について、お尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） ご質問の2点目の「マスタープランの上位・関連計画との関係」について、お答えをいたします。

愛荘町マスタープランは、町の最上位計画である「愛荘町第2次総合計画」、現在策定中のランドデザイン、および滋賀県が策定する「湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全」の方針を示した「滋賀県湖東都市計画区域マスタープラン」に即し、当町の定める都市計画の方針を示すものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。今答弁ありましたように、この愛荘町、旧愛知郡は湖東都市計画の整備地域でございますが、ただ、未線引き地域ならびに用地地域が定まっておきませんので、今日までの愛荘町のまちづくりは、私も今まで質問させていただいた経緯の中で、まちづくりの未整備と申しますか、まちづくりが十分でなかったということが言えますので、このマスタープラン等策定に当たっては、今後、もう少し詰めた大きなまちづくりにぜひ検討を重ねていただいて、いい町になるような指針となることをつくり上げていただきたい、このように切に望むところでございます。次に、3つ目の質問に移ります。

都市計画マスタープランの策定にあたって、愛荘町の現状と課題を踏まえまして、都市計画マスタープラン策定にあたっての現段階での反映すべき視点について、お尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） ご質問の3点目でございます。「都市計画マスター

プラン策定にあたり現段階での反映すべき視点」について、お答えをいたします。

本町は、鈴鹿山系の眺望や豊かな自然、農地の田園景観など、身近に緑や自然があふれています。このような恵まれた景観を後世に継承していくためには、住民と協働で周辺景観に配慮したまちの形成が必要となっています。

特に住民生活に密着したきめ細かなまちづくりを進めるために、地域別の特性を生かしたまちづくり方針を定める必要があり、地域内に整備すべき施設、円滑な交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のために配慮すべき事項などの整備方針を明らかにし、地形などの自然的条件、土地利用の状況などを考慮し、各地域像の施策を構築する必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 最後の質問になるわけですが、愛荘町地域全体でございすけれども、高齢化が進み、土地の維持管理ができず、不耕作地が増え、環境悪化が徐々に増え、問題視されつつあります。

そこで、土地維持管理を図るような農業のあり方や土地三法の柔軟な運用、将来の土地活用の活性化の取り組みについての、現段階での考えについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） ご質問のうち、「土地維持管理を図るような農業のあり方や土地三法の柔軟な運用、将来の土地活用の活性化に組み込みについて、現段階での考え」について、お答えをさせていただきます。

現在進めております都市計画マスタープランの改訂において、住民生活に密着した、きめ細かな地域別の特性を生かしたまちづくり方針を、ランドデザイン構築検討委員会で協議している状況であり、将来の発展動向を踏まえ、自然環境や土地利用を検討してまいります。

農業につきましては、高齢化や不耕作地の増加など多くの課題がありますが、担い手への補助、耕作条件の改善など、県や関係機関と連携をしております。

現段階では、現行法に沿い引き続き事業を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） これで質問を終わりたいと思いますが、今までの都市計画、ま

ちづくりについては相当、愛荘町は効率性もございません。計画がなかったものですから、いいまちづくりがなかったというふうを考えるわけでございますが、ぜひ強力に町長も進めていただいて、10年先・20年先のまちづくりにぜひ進めていただきたい、こういうふうと思うところでございます。以上を持ちまして質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで一般質問を終わります。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書の1ページ、説明資料の1ページをお開きください。説明資料の方でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、児童福祉法第34条の20第1項第1号が削られ、同項第2号以降の号が繰り上げる改正がなされました。当該箇所を本条例が引用しているため、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨ですが、児童福祉法第34条の20第1項第1号の「成年被後見人または被保佐人」が削除され、第2号以降の号が繰り上がることから、条例第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を、「法第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

改正後の条例は、公布の日から施行するものでございます。

2ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） なしと認めます。ほか討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号・議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第3、議案第56号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについてから日程第4、議案第57号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第56号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについておよび議案第57号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることにつきましては、相互に関係する議題としてご説明申し上げます。議案書2ページ以下をご覧ください。

当町が加入する湖東広域衛生管理組合では、し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬および処分を行い施設の設置、運営および管理に関する事務を、構成市町である東近江市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町の区域内において行ってまいりました。

今般、東近江市が令和2年4月1日をもって同組合を脱退することとしたことに伴い、組合規約の一部変更および財産処分が必要となるため、地方自治法に基づき議決を求めるものでございます。

議案書2ページに記載しております議案第56号につきましては、東近江市の脱退に伴う組合規約の変更につき議決を求めるものであり、東近江市脱退に伴う技術的修正を

行うものでございます。

議案書 8 ページに記載しております議案第 5 7 号につきましては、東近江市の脱退に伴い、東近江市に帰属せしめる財産を定めることにつき議決を求めるものでございます。ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより議案第 5 6 号から議案第 5 7 号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） なしと認めます。

これより議案第 5 6 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第 5 6 号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に議案第 5 7 号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第 5 7 号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第 5 議案第 5 8 号を日程第 1 3 議案第 6 6 号の次に変更し、日程第 6 議案第 5 9 号から日程第 1 3 議案第 6 6 号を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程順序を変更し、日程第6 議案第59号から日程第13 議案第66号を先に審議することに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第6、議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。議案書12ページをお願いいたします。

愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

1. 公の施設の名称および所在地。名称、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設。所在地、愛荘町市895番地3。

2. 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。所在地、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地。名称 一般社団法人 愛荘町愛知川観光協会。代表者、代表理事 西澤基治。

3. 指定の期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第7、議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。教育次長。

[教育次長 青木清司君登壇]

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書13ページ、議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。

ハーティーセンター秦荘につきましては、来年3月末をもって指定管理の期間が満了することに伴い、次の者を候補者として審査委員会において選定をしていただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 公の施設の名称でございます。愛荘町立ハーティーセンター秦荘。所在地につきましては、愛荘町安孫子822番地でございます。

2. 指定管理者の所在地でございます。滋賀県愛知郡愛荘町安孫子822番地。名称、一般社団法人 愛荘町文化協会。代表者、代表理事 土田幸夫でございます。

3. 指定の期間でございます。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第8、議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明させていただきます。議案書の14ページをお開き願います。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 公の施設の名称および所在地。名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター。所在地、愛荘町安孫子1216番地1。

2. 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。所在地、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216番地1。名称、公益社団法人 愛荘町シルバー人材センター。代表者、理事長 一岡四郎。

3. 指定の期間。令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第9、議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについてを議題にします

本案についての提案理由の説明を求めます。くらし安全環境課長。

〔くらし安全環境課長 羽田順行君登壇〕

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書15ページをお開きください。

次の財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 無償譲渡する財産 建物。所在、愛荘町沓掛地先。構造、鉄製組立式シャッター物置。床面積、9.3025㎡。

2. 無償譲渡する相手方。滋賀県愛知郡愛荘町沓掛393番地。沓掛自治会自治会長でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第10、議案第63号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

〔建設・下水道課長 水谷徹也君登壇〕

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 議案第63号 損害賠償の額を定めることについて、議案書第16ページをお開き願います。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 相手方。記載のとおりでございます。

2 事故の概要。2019年4月27日（土）午後6時00分頃、相手方所有の自動車を本人が運転中、町道常安寺元持線（蚊野2841番地付近）の陥没箇所を通過した際、左後方のタイヤおよびホイールに損傷を与えたものでございます。

3 損害賠償金。金2万4,365円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第63号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第11、議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） 議案第64号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別冊資料の補正予算概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,687万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,357万3,000円とするものがございます。

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」によります。

4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為、9件ございますが、まず1件目、自家用電気工作物保安管理委託業務として、町内公共施設20施設で法定による庁舎等の電気保安管理を年度に切れ目なく行うもので、期間は令和2年度まで、限度額は526万8,000円です。

2件目、愛知川駅コミュニティ施設指定管理料として、愛知川観光協会にお願いするもので、期間は令和6年度までの5年間で、限度額は3,692万5,000円。

3件目、福祉センターラポール秦荘いきがいセンター指定管理料は、愛荘町シルバー

人材センターにお願いするもので、期間は令和4年度までの3年間で、80万1,000円でございます。

4件目、結核検診事業は、次年度の検診に向けた日程調整を行うもので、令和2年度まで391万円です。

5件目、健康増進事業に付きましても、次年度に検診に向けたもので、1,463万7,000円です。

6件目、外国語指導助手設置事業は、幼稚園・小中学校のALT4名分の賃金で、令和4年度までの3年間で6,006万円です。

7件目、愛知中学校校舎等大規模増改築事業は、生徒数の増加による教室不足と老朽化による施設の改築によるもので、令和4年度までの3年間で、29億96万5,000円です。

8件目、幼稚園・小中学校健診事業は、先の健診事業と同様に日程調整を行うもので、522万5,000円です。

最後9件目、ハーティーセンター秦荘の指定管理料は、愛荘町文化協会へお願いするもので、令和6年度までの5年間で1億5,019万1,000円です。

いずれも指定管理や請負事業者との連携事務に入る必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債補正です。学校教育施設等整備事業債において、限度額を3,030万円とするものです。起債の方法・利率・償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、各科目の補正額および主な内容を説明いたします。事項別明細書は8ページ、説明資料は1ページでございます。補正予算書でご説明をいたします。

今回の補正予算の主なものとしましては、ゆめまちテラスえちの本格稼働に向けた準備経費、障がい児施設等給付の増額、民間保育所施設等給付の増額、町内小中学校の体育館の非構造部材の耐震工事等に伴う補正予算でございます。

まず歳入からでございます。8ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金 2,396万4,000円の追加は、町内民間保育所入所事業、町外民間保育所入所事業、町外地域型保育施設入所事業の増加に伴うもので、補助率が2分の1でございます。

10 節障害児施設等給付費負担金 509万円は、障害児施設等給付事業増加に伴うもの

で、補助率が2分の1でございます。

14 節障害児施設等給付費負担金（過年度分）11 万 5,000 円の追加は、実績に伴う追加でございます。

2 国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 1 節障害福祉費補助金 3 万 9,000 円は、手話通訳の利用による意思疎通支援事業の増加に伴うもので、補助率は2分の1でございます。

6 目土木費国庫補助金 6 節社会資本整備総合交付金 1,942 万 8,000 円の追加は、道路新設改良事業および維持補修分として、交付決定額の増加によるものでございます。

8 目教育費国庫補助金 4 節公立学校施設整備費補助金 1,715 万 7,000 円の追加は、町内小中学校の体育館の非構造部材の耐震化工事を実施するための交付金である学校施設環境改善交付金で、補助率が3分の1でございます。

14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 1 節児童福祉費負担金 1,198 万 2,000 円の追加は、施設型給付費負担金として補助率4分の1、11 節障害児施設等給付費負担金 254 万 5,000 円は、障害児施設等給付費負担金として補助率4分の1でございます。

9 ページをお願いいたします。2 項県補助金 2 目民生費県補助金 4 節障害福祉費補助金 1 万 9,000 円は、地域生活支援事業補助金として補助率4分の1、15 款財産収入 2 項財産売払収入 2 目物品売払収入 2 節物品売払収入 339 万 4,000 円は、庁用バスのインターネット公売によるものでございます。

17 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 2,121 万 7,000 円は、財源調整による繰入金でございます。

19 款諸収入 5 項雑入 1 目雑入 1 節総務費雑入では、町道常安寺元持線における車両損傷事故に伴う賠償補償保険金 2 万 5,000 円、コミュニティ助成事業（宝くじ）助成として 2 地区の不採択 450 万円の減額、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う精算金として 609 万 9,000 円の収入によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。20 款町債 1 項町債 6 目教育債 1 節学校教育施設等整備事業債 3,030 万円の増額は、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業に伴う整備事業債でございます。

11 ページです。次に歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費 11 節需用費 10 万円、13 節委託料 157 万 4,000 円、15 節工事請負費 170 万 1,000 円、18 節備品購入費 223 万 8,000 円は、ゆめまちテラスえちの活用検討委員会からの答申を受け、ゆめまちテラスえちが地域資源を活かし

た交流や人材育成、魅力発信など方針に基づき本格稼働するための準備に係る経費を計上するものです。

19 節負担金補助及び交付金 450 万円の減額は、一般コミュニティ助成事業の不採択分（川原・岩倉の2自治会分）を減額するものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 18 節備品購入費 624 万 6,000 円の増額は、窓口証明発行システムの機器のOS（windows 7）が2020年1月14日にサポートが終了することに伴い、両庁舎の窓口に設置している機器の更新を行うものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉費総務費 8 節報償費 14 万 3,000 円は、地域支え合いポイント制度の申請者が当初見込みよりも増加したことによるものでございます。

2 目社会福祉施設費 11 節需用費 49 万 3,000 円は、山川原地域総合センター改築に伴う高圧受電設備設置により、電気代が増加したものによるものでございます。

8 目障害福祉費 12 節役務費 5 万 4,000 円の手数料、20 節扶助費では、聴覚障がい者意思疎通支援事業として7万8,000円、障害児施設等給付事業費として1,018万円でございます。

次、12 ページをお願いいたします。23 節償還金利子及び割引料 225 万 2,000 円は、平成30年度地域生活支援事業国庫補助金等の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

10 目福祉センター費 11 節需用費 144 万円は、福祉センターおよびけんこうプールの機器補修、12 目介護保険費 28 節繰出金 266 万 1,000 円は、介護保険事業特別会計への繰り出し、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 23 節償還金利子及び割引料 176 万 9,000 円は、平成30年度子ども・子育て支援事業実績に伴う返還金でございます。

2 目児童福祉措置費 19 節負担金補助及び交付金 5,074 万 1,000 円は、民間保育所施設給付費等で国の公定価格上昇に伴うものでございます。

23 節償還金利子及び割引料 203 万 7,000 円は、平成30年度児童手当事業実績に伴い児童手当負担金国庫の返還が生じたものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費 19 節負担金補助及び交付金 81 万 7,000 円は、土地改良施設において緊急に補修工事を必要とする箇所について補助を行うため増額するもので、補助率は30%でございます。

13 ページをお願いいたします。8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路新設改良費は、財源補正でございます。3 目道路維持費 22 節補償補填及び賠償金 2 万 5,000 円は、町道常安寺元持線における車両損傷事故に伴う損害賠償金。

9 款消防費 1 項消防費 2 目消防施設費 19 節負担金補助及び交付金 293 万 6,000 円は、令和元年度普通交付税基準財政需要額消防費の算定結果により、東近江行政組合の負担金の確定によるものでございます。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費 7 節賃金 37 万 8,000 円は、町内中学校で不登校に陥っている生徒の増加により、指導員を 1 名増員するため増額するものでございます。8 節報償費 4 万 1,000 円は、同様に不登校に陥っている生徒の増加により新規判定員を依頼するものでございます。4 目学校建設費 13 委託料 193 万 2,000 円および 15 節工事請負費 5,092 万 7,000 円は、町内小中学校体育館について非構造部材の耐震化工事を行うための監理費と工事費を増額するものでございます。

3 項中学校費 1 目学校管理費 11 節需用費 61 万 1,000 円は、消防点検において指摘があった箇所で、ガス漏れ検知器修理、体育館・武道館の誘導灯を修繕するものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。一番肝心なところをどうしても聞いておかなければならないので。この補正予算そのものは、4 月 1 日開設に向けた備品購入ということで、それに対する質疑という形にはなるのですが、しかし、ゆめまちテラスえちが 4 月 1 日に開設する、その前提で伝統産業会館に入っている組合がそのまま移設するという条件のもとでの開設という説明になるわけです。

ですから、その備品購入において、やはり行政側の説明責任をしっかりと果たしていただくというもとの、その備品購入を含めて適正かどうかという判断になっていくだろうというふうに私はとらえて、関連的になるわけですが、質疑を行います。

まず一番大事なのは、指定管理者制度を導入ではなくて、業務委託をもって工業組合との関係を進めるし、もっと正確に言えば、近江上布振興のために委託をしていくということになるのだらうと思います。

ここではっきりしておかなければならないのは、副町長、全協などで熟知しているということです。業務委託は1年契約で、しかも行政契約、指定管理制度とは違って、指定管理制度は行政処分、そして委託契約は行政契約、すなわち有村国知という個人と、今回は愛荘町という行政であっても、お互いが私的自治の原則として、要するに個人として扱うという感じで、法律上の根拠はなくても、両当事者が合意すれば締結することが可能となる委託契約というのはそういうものであるという解釈があるんです。

そこで、やはり当事者が合意すれば締結する内容の行政契約、ですからこの契約がどういうものかをやはりまず議会に示すのが私は道理だと思っているのです。だから、検討をする、協議中というのが今答弁の中で随所に出ています。協議中で4月1日開設のその行為を認めていけるのかどうかというのは、やはり契約をしっかりと見極めなければならぬということ。指定管理制度は、受託者はいけるわけです。

しかし、業務委託になると、そこをどのような契約を結ぶのかになってくるわけです、当然。しかも、1年限りの契約になる、毎年更新しなければならないので、ですから私は議会に説明責任が要るでしょうと言っているのです。単にここは備品を購入する、床を直すという問題にはとどまらないのです。すべてを議会が理解したうえで前に進めてほしい。よい施設をつくるための協議を議会もやっているつもりです。キーマンによって大きくこれは変わります。ですから、そうした契約で本当にいいのかどうかということまで議会も一緒になって検討をする。もう1つ言えば、答申によって、あとは行政が答申を尊重して、行政が肉づけをしていくということでしょう。じゃあ、その肉づけに対して、議会に対してもしっかりとその契約内容等を見せなければ、あとで、「えっ、こんな契約だったのか？」という話になってくるので、その点でしっかりと答弁をいただきたいと思います。

全協と答弁と昨日の一般質問の答弁で、契約内容が何かニュアンスが変わっているし、内容も変わっているような受け止め方をしたので、こんな答弁をしている状態で認めるわけにはいかないでしょうということです、契約がしっかりしてないと。そういうことで、確認をしています。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） まず、ゆめまちテラスえちの運営方針でございますが、地域資源を活かした交流促進、そして誰もが担い手として活躍できる人材の育成、新しい人の流れをつくる魅力発信ということで、今回、人材の育成そして地域資源を活かした交

流促進というものを柱にして、それを新しい人の流れにつなげていくという目的でゆめまちテラスえちの施設運営を実施してまいりたいというところでございます。

実施にあたりましては、やはり町が主体となって、しっかりと運営をしていきたいというところございまして、そのうち地域資源を活用した事業を一定担っていただくのを、今お話がございました滋賀県麻織物工業協同組合というところに委託をしまして、実施をいただこうと考えているところでございます。

そして、その委託内容につきましては、国の伝統工芸品である近江上布をはじめとする愛荘町の地域資源の振興、そして情報発信、そして2つ目が地域資源のネットワーク化の取り組み、3点目が地域資源を活用した、女性を含めて多様な人材の育成というところの事業展開を委託するというものでございます。

先ほど、「委託の詳しい内容がわからなければ」というお話でございましたが、本組合の方にお願しようというのは、その3つの事業についてお願いをしようというところで、具体的な事業の実施方法については、これから詳細を詰めていきたいというところでご説明申し上げてきたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 詳細については説明できない、事業活動というか。だから今、答申に基づいた方針によってそれを、伝統産業事業としての麻、上布を発信してもらおうというのがメインだということですかね。またそこで説明されたのは、他の地域の伝承工芸品、そういうものを同時に発信していくという説明であろうと思います。

私が言いたいのは、収益活動をどういうふうに評価するのかということ。物販というか、モノを売ったりという時に、これは私企業として、1つの経済活動の組織体として活動されるのかどうなのかということ。指定管理との違いがそこに出てきますので。契約を結べば、法律上の根拠がなくても、当事者が合意すればなんでもできるということになってくるのです。この解釈でいくと、説明やら違いやらを読ませてもらっていたら。ですからここがなぜ契約内容を大事にするかという、じゃあ、私的な、公的な、伝統工芸品を発信し、活動してもらおうというものなのか。それを通して、やはり工業組合が利益をあげるという活動をされていくのかどうなのかという、ここが微妙なところなんです。それなら指定管理制度を導入した方が活動しやすいでしょうということになってくるのです。あれこれの制約を受けるのだったら。1階はほぼ、伝統産業会館が移設するということになってくると、1階は公の施設なのかどうなのか。2階は町民

さんが交流する場になるので、公の施設に該当していくということになってくるので、1階の施設の位置と2階の施設の位置は、どういうふうになっていくのかも教えてください。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） まず、指定管理制度の位置づけについてでございますが、公の施設について指定管理者を指定して、その施設運営を図っていただくというところが指定管理者制度というところでございまして、その指定管理者制度にする理由と言いますのは、会議室の貸し借りとか、そういったものについて一定の行政処分という要素が入ってまいりますので、指定管理者制度というところがございます。

そういった中で今回、ゆめまちテラスえちについては、町が全体を施設運営していくというところで、特に指定管理者を指定してやるものではないと。2階でメインでやります研修会・講習会、様々な活動の展開については、町がその会議室の管理をして、企画もして、実質展開をしていくというところで、今回指定管理者制度には馴染まないというふうに考えているところでございます。

また、収入につきましてということでございますが、ゆめまちテラスえちについては公の施設ということでございますので、基本的には営利目的の事業展開はできないというのが基本でございます。ただ、利用者の便に供するという範囲の中で一定の関連する品物等については販売することは可能というところでございまして、今回、1階は地域資源を活かした交流の促進というところで、愛荘町内のあらゆる地域資源ともコラボを図りながら、近江上布を核としながら展開を図っていくと。そしてそこに訪れていただいた方に対して、見ていただくだけではなくて、ほしいという方がおられると思いますので、一定販売もその範囲の中でやっていこうというものでございます。

そして、今現在、組合の営業活動と、そしてこちらがお願いする地域資源の発信の部分と、業務の割合というのはなかなか境目が難しいところでございます。そして今現在は組合の収支状況を勘案してございまして、品物を販売されると、そしてそれにかかるコストを見合った場合、実質的にほとんど収益があげられていないという状況でございますので、今現在は収益に対して一定の賃料も含めて町の方にお支払いいただくというところまでは考えていないというところでございます。ただ、これが2年目・3年目以降になりまして、一定の入込客数がどんどん増えていって、そして収益があがるということであれば、次年度のどのような事業展開をしていくか、その事業の中身、町が委託する事

業の中身、そして前年度の収支の状況を踏まえて、業務委託料については勘案していくというところがございます。

あと、1階と2階は公の施設なのかというところがございますが、1階・2階とも公の施設ということがございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、1階・2階とも、なぜそれを言うかといえば、私が調べた中で、指定管理者制度と委託との違い、そういうものを読ませてもらっていて書いてあるので、書かれている人が、公の施設の具体例としては当然、本町もそうですが、スポーツ施設、野球場とかそういうものも含めて、あると。私もびっくりしたのは物品陳列所、物品を陳列したり、そういうことは公の施設には該当しない。公の施設に該当しない例として、この庁舎も含めるということで、この庁舎は公の施設として認めないというのは一瞬違和感があったのですが、そういう概念として公の施設というのはどういふものであるのかということで、1階が契約の内容によっては公の施設でなくなっていくと。差引チャラだという問題ではないんだということを知っておいてほしい。いみじくも収益活動、ここでは収益活動はしないのだということで、その発展段階で業務委託から指定管理者制度に移していきたい、そういうこともニュアンス的に言われているのかなと。発展によっては。だから、それまでの準備期間、行く方向によって、だから当然、問題はキーマンになってきますから、キーマンとなっていていただく方があのゆめまちテラスえちをどれだけ大きな施設にしていってくれるかとかいうことにつながっていくのだから、そのILGで指定管理に移行していくのかなということを鑑みて、今の答弁が起こっているのかと推察はしたところです。

あくまでもやはり、契約内容がプラマイゼロではなくて、私的なというか商業団体・経済活動団体、要するに伝統産業会館の活動が経済活動はされていないんだと。あくまでも伝承、上布などを発信し、経費に見合った単価を付けて物販するという行為であったのかどうかということですね、次に来るのは。だから私はそのすみ分けが難しくなってきた、そういうことがいろんな危惧する、どういふふうに競合しないだろうかという発言に変わってきたのかなと、今思えば。だから本当にそのすみ分けがどのようにこれからされていくのか、難しいだろうなど。かえって活動を制約していかないといかん、整合させていかないといかん、どうか。それが逆にゆめまちテラスえちの大きな器に盛っていけなくなるのではないかと、そういうところにまで、私は業務委託そのものが

本当に無理な発想ではないかなと思っているもので、もう少し活動しやすい形態をとらないと、大きなものにはならないのじゃないかなということで、私は業務委託そのものが一定の制約をかけられているので、注意が必要だということを指摘をしたい。

ですから、ここで求めたいのは、先ほど施設そのものは公の施設ですということなんで、公の施設の前にしっかりと守らなければならない、行政が今答弁した以上は。じゃあ、業務委託の内容も、その範中でなければならない。じゃあ、どういうふうに契約を結べるのか。しかし、落とし穴はあって、業者が合意すればという、納得という契約であればということ、法律に縛られないで、という、そういう説明があるので、だから、行政と相手方が折り合いをつけていくという契約は成立する。しかし本当に成立するかどうかは知りませんよ。法律上、本当に問題があれば、それはいろいろな法律がある以上、すべての法律が問題としないということになるかならないかは、私はそこは専門家ではないからわかりませんが、そういうくだりがありました。

ですから、やっぱり行政もしっかりと、副町長は熟知していると言われたのだから、本当にそういう全体を、公の施設、そして下の1階の活動、2階は町民さんが交流するという場になるので、だからそれは公の施設でいいだろうと私は解釈しています。でも、1階の解釈は、難しい。ちょっと懸念はしています。

ですから、業務委託が本当にいいのか、どうなんだろうとか、そういうことも不安というか、懸念を持っているわけです。だから、企画書を出すべきだとか言っているのですよ。何も相手方がどうのこうのという問題を言っているわけではないのですよ。議会や行政がそういうことをしっかりと知ったうえで、より後押しができる、キーマンがもしできた時には、なおさら後押しができる体制が、議会も要るのではないかということです。

これは顔にしていこうと言って合意している所ですから、この施設は、愛荘の。しかもやはり学校との連携というか、そういうことも念頭に入れてやるわけですから。ですから、いろんな意味での不安や、前進させるための制約はないか、そういうことまでも心配して質疑をしているのです。ですからこの備品というだけではとどまらないのだということですよ。

公の施設の解釈、しかも業務委託、本当にこれからだと言われるので、本当にどのような契約を結ばれるのか、私は注視していきたいし、通ったからいいんだと白紙委任しているわけではないので。そこはしっかりどの程度認識して進めていただけるのか。顔

にしようというのが前提ですからね。しかも顔にして街道交流館なども利用者を増やしていく、そういう拠点にもなっていくわけですので、そういう施設に仕上げていくという、もっともっとロマンを持ってやっていただかないと困ります。契約の内容をどう認識するか。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） どういった視点からお答えしたらいいか、なかなか難しい質問でしたので、私の頭の中で整理したことでお答えをさせていただきます。

最後に「まずロマンを持って」ということで施設運営をしていかなければならないと、ゆめまちテラスえちが愛荘町の顔になるようにということで、私も本当にそうしていかなければならないと思っております。

1階に近江上布という部分で、そこで業務を展開していただくというのは、やはり愛荘町はものづくりのまちという歴史がございます。近江上布につきましては、鎌倉を期限に室町で栄え、そして江戸時代でも日本最大布ということで、高品質と評価をされ、彦根藩から將軍邸にも献上されたという歴史がございます。また、明治期になっても繊維工業の盛んな時期もございましたし、そういった流れの中で工夫・改善を加えた技法を引き継ぎながら、今、伝統工芸品ということで愛荘町で守っているというところでございます。

国の伝統工芸品というのは1つ大きなブランドでございまして、全国で232品目ということで、県内では3品目ということで、近江上布と彦根仏壇そして信楽焼というところで、また海外に対してもメイドインジャパンというところで訴えていけるのは、国の伝統工芸品というのは大きなブランド力になるということもございます。

ただ、いろいろなご指摘がございまして、まだまだ認知度が低いということもご指摘をいただいております、そういった意味では逆にこれからいろいろな展開をしていけるポテンシャルを持っていると私は思っております、どんどん、愛荘町の顔として、地域資源の1つとして近江上布、そしてさらには愛知川びん細工てまり、そして太鼓もございまして、秦荘紬もございます。金剛輪寺等の寺社仏閣もございます。いろいろなものをPRしていきたいと思っております。

そして、「指定管理者への移行を念頭に置いている」ということがお話がございましたが、指定管理者への移行というのは、現在は全然念頭にございません。あくまでも愛荘町が直接、企画立案をして、いろんな人の交流をつくっていききたいということで、当

面はそういう運営をと、ただ、人の交流を進めていくというのはキーマンになるというのもポイントにあるというところで答申をいただいております、全国的にはそういった展開をされているところもありますので、しっかりといい人物の発掘をしていきたいというところがございます、そういった場合でも今現在そういったキーマンが発掘できたとしても、やはりゆめまちテラスえちとて、公の施設として町が運営をしていこうということが前提かなと思っております。

そしてあと、委託というところがございますが、伝統工芸品の情報発信そして継承ということも含めまして、あくまでも委託業務の中で事業を展開いただくというところを考えているところがございます。

あと、収入がその際わかりづらいというところがございますが、あくまでも公の施設で利用者の便に供するというところで、販売をしていただくということでございます。その収益について一定、委託業務の中でやっていただいている部分もございますので、その収益についてもその中で一定、委託業務の中で金額も含めて考えていきたいというところがございます。

危惧されている点につきましては、営利企業ですので、営利の事業そのものをやられると、公の施設としてふさわしくないという点が危惧されるというご指摘がございましたが、公の施設では営利目的の事業は展開できないというのが基本だと考えておりますので、もしそういった、誰が見てもあきらかにこれは営利目的の事業だという展開がなされるのであれば、逆にそれは委託業務の範ちゅうを超えているというところで、その範ちゅうの中で展開をいただくというのを一定指導もしていかなければならないかなとも考えております。

ただ、今現在それが制約となってというところがあって、逆に広がりや展開できないのではないかとこのところがございますが、こういった委託という形で組合との話もさせていただく中で、そういった制約することはなく、それぞれ伝統工芸品の情報発信なり育成に制限なく展開できるだろうということで、組合も理解をされて、そして一定、合意できたのかなと思っております。全部答えられたかわかりませんが、以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 6番、伊谷です。ちょっとお尋ねしたいことがあるのですが、教育費の中で、町内各小中学校の体育館の非構造物の、これはたぶん体育施設の吊りも

のだと思うのですが、耐震化に伴う監理と工事費が計上されておられますけど、もう少しその内容が把握できないということと、工期的に間に合うのかということが懸念されますので、その件についてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまの幼小中施設工事費ということで、その中の工事内容と工期についてのお尋ねでございます。

まず工事の内容でございますが、今回は小中学校における、今もご指摘がございましたように、体育館の落下物、吊りものの耐震化というところでございます。各小中学校の体育館につきましては、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害が発生した場合には、地域住民の避難所としての役割も果たすこととございます。そのためにも、体育館の落下物や吊りものの耐震化を安全確保に向けて整備を行うというもので、経費の一部を、3分の1でございますが、国から補助を受けて実施をするものでございます。

工事の内容でございますが、特にバスケットゴールがどの体育館にも付いているわけございまして、その体育館の板・金具等の補強、それと特に大きい照明器具の補強というようなところでございます。一部、照明器具についても取り替えをしなければならぬところもございまして、そうしたものにつきましてはLED化へ、それも新しく器具を交換していくというような内容でございます。

そのほかにも、備品を設置するスチール棚・木製の棚等についても固定化、それから時計やスピーカーのついているものについても固定化していくような工事でございます。

特に今、工期のお話がありましたが、施設の点検、そして工事費を算出する設計に時間を要したこと、また、当初の予測より工事費が大規模となったことにつきまして、ただいま国と協議をいたしておりまして、3月議会をお願いをさせていただいて、来年度（令和2年度）に予算繰越ができないか、今、国と協議をさせていただいているところでございます。

特に工事の期間につきましては、授業に支障がないように、来年の8月の夏休みに工事ができないかということで、今検討させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、滝君。

○12番（滝 すみ江君） 12番、滝です。私もこの補正予算の中で、辰己議員に続

きですけれども、ゆめまちテラスえちについての補正予算について、質疑をさせていただきます。

先だっの全協の中でも発言をしておりましたけれども、やはり1階・2階ともに、答申を受けたというに過ぎないというか、本当に具体的な事業が示されていない。それで決まっているのは麻組合が伝統産業会館から移る、そういうことが決まっているだけですけれども、それだけでは移ってくるというだけにしか私には感じられず、本当にこういう事業をする、こういう企画をする、それでより進んだまちおこしになる、まちづくりができるという説明を具体的に行政がしていただかなければ、納得できないわけです。

議会についても、コンセプトを言われましたけれども、それを実際に達成するには、どのようなアイデアがあるのか。「こういうことを考えている、」いうことを行政が説明責任を果たしていただかなくては、この補正予算、器具とか1階の椅子・机などの設置の予算ではありますけれども、やはり麻組合が来るだけというようなことでしか感じられない、納得いくまちおこし、まちづくりになる納得いく説明がなければ、この予算を認めることはできないと思うわけです。

それで質疑したいのは、平成30年度伝産会館の指定管理料というところを見ますと、373万9,000円なんです。それで昨日の町長の一般質問に対する答弁では、令和2年度の当初予算に見た委託料1,000万円と言われました。ここに内容面からのいろんな差が出てくるであろうと考えられますけれども、これについても説明責任を果たしていただかなければおかしいと思いますので、そのことについて説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど辰己議員の答弁の中で、収益については委託業務の中で収益を得ていただくような、麻組合を収益を得ることができる、委託業務の中で、そういう説明ではなかったかと、私のとらえ違いでしたら申し訳ないですけれども、そういうふうにとらえたわけですが、ただ委託業務というのは、結局委託業務は、例えば利用料金を徴収する委託業務としましても、利用料金は徴収できますけれども、それを自らの収入とすることはできないというふうには、調べたところではなっていると思うのです。それで、それが本当に法的にかなったものなのか、一度そのことについても答弁をいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 指定管理料の差が出るというお話でございます。

平成30年度近江上布伝統産業会館の指定管理料につきましては、約380万円でございます。昨日ご説明をさせていただきましたゆめまちテラスえちの1年間の管理費用は1,000万円ということで、その差をたぶんお伺いされているのだらうと思います。

伝統産業会館の指定管理料に含まれるものにつきましては、1,000万円の内訳でございますけれども、1,000万円ランニングコストの内訳ということでございますが、光熱水費、空調等保守点検の施設維持管理に要する経費といたしまして約500万円、麻織物工業組合への委託料として伝統産業会館の指定管理料を1つの基準として約380万円、2階で実施する事業、企画・実施等に要する費用として150万円を算定していますということで、合わせて1,000万円という形になっております。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 収益に関して、私から説明をさせていただきます。

まず、委託業務の中で収益ということをどうとらえたらいいのか、私も理解に苦しんだところでございますが、まず、公の施設で一定販売をしようということであれば、その施設として提供している業務に関連して、利用者の便に供するという観点から一定販売も可能というところでございまして、1階では地域資源を活用した交流の促進ということで、町内の近江上布をはじめ、そしてほかの地域資源も含めて、いろんなPRなりコラボの事業なり、そういったものを展開をいただくということを考えておきまして、その後に関連するという中で、利用者の便に供するというところで、商品の販売もしていただけるというところで認識をしております。

ただ、その商品についてすべて委託業務の中でつくられたものではございませんし、経費等も掛かっておりますので、最終的に、本当に一定利用者の便に供するための収益としてあがってきたものについて、どの程度委託業務の中で含めて計算していくかというところは、実際に調査はしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、滝君。

○12番（滝 すみ江君） 収益については、業務を委託する内容が物品販売とかがないわけなので、それが入るのかどうか、今でもそういう答弁いただきましたが、疑問になるところです。

指定管理制度であれば、すべて指定管理者の利益になるわけですがけれども、業務委託というのは業務を委託すること。例えば給食センターがありますね、給食センターは調理を委託しています。委託料で調理を委託されているけれども、ほかの収益とかは得て

はいないと思います。そういうことが常識だと思いますので、自分で考えるのが常識だと思いますので、委託ということにかなっているのかどうかというふうには私は疑問に思いますけれども、今そういうふうには答弁されたので、もう一度同じことを聞いても同じことになると思いますので、それは結構ですけれども、そして、委託業務の委託料があがっていますね。これ、指定管理料の方も説明をいただきたいのですけれども、指定管理料の時、そして委託料の時、人件費は入っているのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

そして、もう1つお聞きしたいのは、業務委託となると、つまり給食センターが直営から委託となる時に、散々、偽装請負を問題にしていました。質問も何遍もしました。そういう中で、結局委託業務となると、いくら町と麻組合が連携してやる、いろんな活動をするとっても、つまり代表者同士の語る話にならないと、いろんな人が来て麻組合の人と話をして、ああしたらどうか、こうしたらどうかということすらも偽装請負になるのです。そういうことの対策は立てられているのかどうか、ということになりますね。

それは、私は職安とかいろいろなところへお聞きしてきて確認してきた部分でもありますがけれども、代表者同士、給食センターなら給食センターの調理をしている一富士さんの代表者、そして給食センターの代表者同士が意見を交換し合って、確認し合って業務をする、それが正しいやり方なんです。それについてどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの偽装請負のお話ありがとうございました。私が認識している偽装請負というのは、一定の業務を遂行するために、例えば学校等に一定の業務があるという場合について、それを実施するための人の派遣をお願いするということで、それを人の派遣ではなくて、業務委託としてお願いをして、実際には人の派遣をしていただいて、学校長なり学校の方から業務の実施状況について指示をするというところが、それが偽装請負だと認識しておりまして、今回、1階で行っていただくのは「地域資源を活かした交流促進」ということで、先ほど申し上げました3つの業務を委託するということが中で、事業展開をしていただくと。

その事業展開にあたっては、組合の方で「こういう事業展開をする」ということと、そして町としては「こういう事業展開をしてほしい」というのを、組織としてしっかり

と詰めたうえで委託をするということで、そしてその実施にあたっては、1階に配置になりますのは組合の商品の展開を、組合の指示のもと展開をいただくというところがございます。

ただ、実際にいろいろな事業展開をしていくにあたって、住民の方のご意見等も踏まえて、やはり改善していかねばならないというところもございます。そういった点については町と組合としっかりと協議をして、見直しをするなりして展開をしていくということになるかと思っておりますので、決して偽装請負ということにはならないと考えております。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） ご質問の「近江上布伝統産業会館の指定管理料のうち占める人件費の額」ということでございますが、184万円になっております。

○議長（竹中秀夫君） 12番、滝君。

○12番（滝 すみ江君） 滝 すみ江です。今の人件費、指定管理料の中に入れられていますが、委託料の方はそういう規定はないのですか。人件費を含めての計算というふうなことで、そういう説明はないのでしょうかね。

それで、言いたいのは、つまりそこまでの綿密な説明責任を果たしてもらわないと、やはりこういう議決を出してもらっても、納得いかない。道理にかなってないというのか、そういうふうなこと、行政の行為としては、やはり不適格な行為ではないかと思うわけです。つまり、計画も示されなければ、具体的な企画も示されない。そしてこのような予算的な説明も果たされない、そういうことについては、行政として道理のない協議をされているということを指摘しておきます。それについて、主張だけしていてもいけませんので、同じような答弁になるとは思いますけれども、それについてもう一度答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） まず、委託費の中に人件費が含まれないのかというお話でございますが、委託業務を遂行するうえで必要な経費を積算いただくというところがございますので、その内訳の中には人件費も入っておるというふうには考えております。

恐らくイメージされておるのが、1人配置が必要とか2人配置が必要という、組織を維持・運営・活動していくうえで必要な職員体制の確保、そういった面での人件費が含まれているかということになりますと、その分については町から委託する委託料の中に

は、そういった意味での人件費は入ってございません。あくまでも業務を遂行するうえで必要な経費というところでございます。

そして、計画を示されておられないというところでございますが、こちらの方もご理解いただけない部分があるのかもわからないのですが、検討委員会から答申をいただきまして、町としてそれに沿って事業を進めていくという決定をしまして、答申書でそれぞれゆめまちテラスえちが目指すべき方向性というところで、具体的な事業展開の方向性、例示も含めて「こういった取り組みを展開をしていきます」というところでお示しさせていただいているところでございます。

具体的には、愛知高等養護学校とのタイアップを高校と連携しながら行っていく。そしてグループワークによる仲間づくり・リカレント教育を展開していく。そして大学との連携で、学びのネットワーク、そういった提供を行っていく。そして事業とのコラボレーションを行っていくというところで、具体的にどういう、その詳細な実施方法等については、これから詳細を詰めていくというところでございます。あくまでも答申をお示ししました方向性に基づいて事業を具体的に組み立てていくというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。私、ここまで来ましたら、やはりしっかりと事業をやってほしいという思いはあります。

ただ、今、副町長の答弁を聞いておりますと、昨日の答弁とあわせまして、ちょっと不安な点があります。と申しますのは、1つは業務委託、業務委託というのは、本来町がすべき事業を委託するというのがあくまでも原則でありますから、先ほどの説明を聞いておりましたら、モノの物販とかどうこう言っておられますけれども、この行為は町が本来やるべき業務ではないのです。そこもごっちゃになった考えをされているのではないかなど。そこまでいくのであれば、指定管理者制度にしないといけないと思うのですけれども、そのこの区別がもうひとつしっかりと持っておられないのではないか、こんな疑問点を持ちます。ですから、業務委託ということであれば、やはり町が本来すべき業務を委託するということですから、物販はできません。そのこのところはしっかりと押さえておいていただかないと困ります。

もう1点は、これは指定管理ですと議会の議決ですけれども、業務委託につきましては契約でできます。けども、契約でできると言いましても、公の施設を使うということ

ですから、公の施設というのは、あくまでも住民の福祉の増進に使うというのが本来の目的ですから、そこを離れたような契約の仕方はできないのが原則であります。ですから、この2点について私は、先ほどの答弁を聞いていますけれども、不安感を持っていますので、その点についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 業務委託をお願いしますのは、国の伝統工芸品である近江上布をはじめとする愛荘町の地域資源の振興、情報発信、そして地域資源のネットワーク化の取り組み、そして地域資源を活用した多様な人材の育成というところでお願いをするものでございます。

そして、それが物販にというところがリンクしないというところでございます。この業務を行っていくうえで、やはり2階の研修室を活用したコラボ事業とかいろいろな、ほかの団体の連携も含めた事業展開も行っていくことも可能なのかなと思っております。そういったこともございますし、そして指定管理について、物販を行うのであれば指定管理にすべきというところでございますが、指定管理であっても公の施設と、すべて基本的には変わらないと、委託であっても基本的には変わらないと。あくまでも物販事業を行っているのは、本来の業務を展開していくうえで、それに伴って利用者の便に供する場合について、物販をできるというところで供されているというところでございますので、町が物販を委託するのではなくて、町が委託する業務に関連して物販を行っていただいても法律の制約はないというところで、物販と委託料については切り分けているつもりでございます。

そしてあと住民の福祉の向上というところで、地域資源の情報発信、そして伝統工芸品の伝承というところが、住民福祉の向上につながると。文化もそれに伴ってまちづくりの活性化、そして人材育成にもどんどん広がっていくというところで、住民福祉の向上につながるものと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、1階に麻織物組合が入るというのは、そこはどいうことになるのですか。業務委託でそこへ入れるというわけでもありませんし、そのところはどいう位置づけでそこに入ってくると。今の副町長の見解等でいかれますと、そういう疑問が出てきますけれども、そこもしっかりと抑えておく必要があると思えます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 1階で事業展開をいただくというのは、その委託料の中で、この業務を行うにあたってこの場所で行ってくださいというところで実施をいただくというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう一度、そのところを明確にお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 委託業務を実施する場所として、ゆめまちテラスえちの1階で行ってくださいというところで、委託をするというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 確認の意味でご質問させていただきます。今ほど話が出ていました企画費の補正の関係であります。

まず委託料として157万4,000円、これは前回の説明で1階のホールの、麻組合が入られる展示の関係も含めて、麻組合に備品も含めて委託をするのだというような説明だったと思います。1つ教えてほしいのは、伝統産業会館の今の展示の備品があると思うのです。その備品を一部使われてのレイアウトを考えておられるのか、全く新しい備品なり展示台で計画をされている予算なのかというのを1つお聞きしたいと思っております。

もう1つは、備品購入費で220万円余りの補正をあげておられます。これについては私の理解するところによると、2階の机・椅子とか、小さい部屋の机・椅子、そういったものが主な積算根拠かなと理解はしておりますけれども、今年夏、西部地区で町の施設がオープンしました時にもいろいろな備品が入ってましたけれど、どうも私から見ると、結構いいレベルの机・椅子を入れておられるのかなというイメージを持ちました。

今回、町の備品購入費の2階部分等の備品のレベルというとおかしいですけど、どの程度、私としては中ぐらいで見積もってほしいなというような思いを持っているのですけれども、どのくらいの積算根拠、同じ椅子でも1万円から3万円とかあると思うので、その点、原課の課長にお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 委託業務の中の備品の関係で、今ある伝産会館のものを使うのかどうかという部分ですけども、ものにつきましては一部使うということで、もちろん織機などは持って行って使うということになりますので、それは使う

ということです。

あと備品購入費のものについてどうかという部分でございますが、大手のメーカーのものを選んでいく状況です。どのランクかというのはたとえば難しいのですけれども、一般的に会議室で使われるような備品という形、ただデザイン性とかいう部分は、今現在、ゆめまちテラスの2階のホールに置いているものと同じという形になります。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） そのレベル、どのぐらいのものを考えておられるのか、再度お願いします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） ものにつきましては、会議机と椅子、椅子は20脚で1台当たりが4万6,800円でございます。机が3万2,800円という形になっております。

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番。令和元年愛荘町一般会計補正予算（第6号）の反対討論を行います。

同補正予算（第6号）は、保育所入所事業、障がい児施設給付費、地域生活支援事業、小・中学校体育館の耐震工事、いじめ防止対策事業、適応指導教室事業など、補正予算のほとんどが町民生活支援であり、賛成するところです。

しかし、ゆめまちテラスえちに関する補正予算については、異議を唱えるところです。その理由は、業務委託契約です。指定管理者制度なら施設管理全般を委ね、工業組合の事業活動も自由に行えます。しかし、業務委託となると、制約を受けることになります。

このことから、4月1日開設に向けて備品購入費等の予算を見たものですが、開設に向けた予算である以上、委託契約の内容も提示されることが道理だと考えています。なぜなら、ゆめまちテラスえち設置管理条例にある「指定管理条件」が変更されることになり、同時に業務委託は毎年度の契約となります。収益活動と施設事業の関係も曖昧です。

ゆめまちテラスえちの有効活用と近江上布の発信は、キーマンによって大きく変化することは当然です。しかし、言いましたように、この開設に向けて企画書、また本

当に業務委託の契約内容、そうしたものを議会に提示してこそ初めて全体としてよいものづくりに進んでいくということで、このことを指摘して反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきまして、障がい児施設等給付事業の実績を見込んだ扶助費の補正や、保育所入所事業等の実績を見込んだ施設給付費の補正など、各種事業の進捗実績を踏まえた住民の福祉向上のための補正となっております。

また、これまで様々な議論を重ねられ、ゆめまちテラスえちの活用のあり方を決定されたことに伴う、その準備のための経費の補正であります。貴重な歴史的建造物の価値を再認識するとともに、ものづくりの伝統を活かし、世代や文化を超えた多くの人々が集うことができる交流の拠点として活用され、愛荘町のさらなる活性化を期待できるものであります。

年度の3分の2が過ぎました。各事業の効果を確認する時期に入っておりますので、今後とも引き続きさらなる適正な予算執行管理をお願いいたします。また、議員各位におかれましても、ご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第12、議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。15ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,919万9,000円とするものがございます。

債務負担行為の補正 第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為」によるものがございます。第2表の債務負担行為の18ページをお開きいただきたいと思います。特定健康診査等事業としまして、国民健康保険事業加入者の40歳～74歳の方を対象に健診を実施するにあたりまして、日程の調整を行うために令和2年度予算成立までに業者選定を行う必要があるため、1,211万9,000円を限度額として債務負担行為をお願いするものがございます。

事項別明細書の21ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算については、滋賀県が算出していた一般被保険者に係る高額療養費の1件当たりの金額と件数が増加したことにより、増額補正をお願いするものがございます。

歳入の部でございます。7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金は、普通交付金として3,650万円を追加するものがございます。

22ページになります。歳出の部でございます。2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費については、3,650万円を追加するものがございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第13、議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。23ページをお願いいたします。

令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,566万円とするものでございます。

28ページの事項別明細書をお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、介護サービス等諸費に不足が見込まれるため増額をお願いするとともに、保険者機能強化推進交付金の内示により充当をするため、財源更正をお願いしようとするものでございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護サービス等諸費の増額見込みによりまして、負担割合として現年度分350万4,000円を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金同様に、負担割合分といたしまして現年度分に106万3,000円を追加するものでございます。

6目保険者機能強化推進交付金は、強化指標調査結果により交付金額が確定したことによりまして、現年度分として268万円を追加交付するものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金は、介護サービス等諸費の増額見込みより負担割合分として現年度分に 574 万 2,000 円を追加するものでございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金も同様に、負担割合分としまして現年度分に 340 万 8,000 円を追加するものでございます。

29 ページになります。8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は、町の負担割合分として現年度分に 266 万 1,000 円を追加するものでございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、第 1 号被保険者保険料負担分として 221 万 2,000 円を追加するものでございます。

30 ページになります。歳出の部でございます。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費については、訪問介護や短期入所生活介護の利用者が増加しているために、500 万円を追加するものでございます。

2 目施設介護サービス給付費については、介護老人保健施設の利用者が増加しているため、1,500 万円を追加するものでございます。

7 目居宅介護福祉用具購入費については、購入者が増加しているため、37 万円を追加するものでございます。

8 目居宅介護住宅改修費については、改修申請件数は増加しているため、90 万円追加するものでございます。

4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業 6 目任意事業費については、保険者機能強化推進交付金が確定したことにより、財源更正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第 6 6 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。本日の会議はこれで宴会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。議事の都合により12月5日から12月18日までの14日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、12月5日から12月18日までの14日間、休会することに決定しました。

本日は、これで延会します。再開は12月19日（木）です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定です。よろしくお願ひ申し上げます。

また、議会運営委員会を12月18日（水）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでございました。

宴会 午後1時05分